

## ○熊本大学における教員の個人活動評価指針

(平成 16 年 6 月 24 日指針第 4 号)

改正	平成 18 年 3 月 23 日指針第 2 号	平成 19 年 3 月 30 日指針第 4 号
	平成 23 年 3 月 22 日指針第 1 号	平成 24 年 3 月 27 日指針第 2 号
	平成 25 年 3 月 29 日指針第 2 号	平成 26 年 2 月 27 日指針第 2 号
	平成 27 年 4 月 27 日指針第 3 号	平成 28 年 3 月 31 日指針第 1 号
	平成 28 年 5 月 31 日指針第 2 号	平成 29 年 3 月 31 日指針第 1 号

- 1 趣旨 この指針は、熊本大学(以下「本学」という。)における教員個人の活動状況に係る点検・評価(以下「個人活動評価」という。)に関し必要な事項を定める。
- 2 評価の目的
  - (1) 教育研究活動の活性化を促進すること。
  - (2) 教員及びその所属する部局等の教育研究活動等の改善に繋げ、もって本学の高等教育機関としての教育研究の質を保証すること。
- 3 評価の対象 個人活動評価の対象となる教員は、本学専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 4 評価基準及び評価領域
  - (1) 学長は、個人活動評価における評価基準、評価領域等の基本事項について、全学共通の実施要項を定める。
  - (2) 前項に定める教員が所属する学部、大学院各研究科、大学院各研究部、大学院各教育部、医学部附属病院、各研究所、大学院先導機構、熊本創生推進機構、国際先端医学研究機構、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設及び保健センター(以下「部局等」という。)の長(以下「部局長等」という。)は、全学共通の実施要項を踏まえ、部局等の特性を考慮して実施要領を定める。
- 5 評価の方法
  - (1) 個人活動評価は、全学共通の実施要項及び部局等の実施要領に基づき、部局長等が行う。
  - (2) 部局長等は、本学の理念及び目的並びに中期目標を踏まえて、教育、研究及び社会貢献のほか、必要に応じ、管理・運営、診療についての目標を提示し、その目標に即した教員の活動の達成状況について評価を行う。
  - (3) 部局長等は、評価において、教員の職位、諸事情等を考慮する。
- 6 評価の実施
  - (1) 教員は、部局長等が提示した組織の目標を踏まえて 3 年間の目標を設定し、部局長等に提出する。
  - (2) 教員は、毎年、その年度の個人活動評価として自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめ、必要な資料を添えて部局長等に提出する。
  - (3) 部局長等は、3 年に一度、教員の自己評価に基づく評価を実施し、その結果を個人活動評価書として各教員へ通知するとともに、個人活動評価報告書としてまとめ、学長へ提出する。
- 7 意見の聴取 部局長等は、必要に応じて、評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するとともに、教員から評価結果について意見の申立てがあったときは、所定の期限までに意見を聴取しなければならない。
- 8 評価に係る組織の役割
  - (1) 部局長等は、評価委員会を組織し、委員長を務める。
  - (2) 部局等の評価委員会は、個人活動評価実施要領を策定し、個人活動評価の実施に当たる。
  - (3) 大学評価会議は、個人活動評価の実施において、全学の調整に当たる。

## 9 評価結果の利用

- (1) 学長及び部局長等は、個人活動評価の結果を踏まえ、優れた活動を行っている教員に対して、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとる。
- (2) 部局長等は、特に低い評価を受けた教員又は正当な理由なく個人活動評価書その他必要な資料を提出しない教員に対して、適切な指導を行う。
- (3) 学長及び部局長等は、教員による自己評価と部局長等による評価の結果を本学及び部局等の教育及び研究の改善並びに運営に活用する。

## 10 評価結果の取扱い

- (1) 部局等の評価結果は、全学的に取りまとめ、社会への説明責任を果たすため、これを公表する。
- (2) 個人活動評価書及び個人活動評価に関する資料のうち、個人情報に相当する部分は、公表しない。

### 附 則

この指針は、平成 16 年 6 月 24 日から施行する。

### 附 則(平成 18 年 3 月 23 日指針第 2 号)

この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 19 年 3 月 30 日指針第 4 号)

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 23 年 3 月 22 日指針第 1 号)

この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 24 年 3 月 27 日指針第 2 号)

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 25 年 3 月 29 日指針第 2 号)

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 26 年 2 月 27 日指針第 2 号)

この指針は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

### 附 則(平成 27 年 4 月 27 日指針第 3 号)

この指針は、平成 27 年 4 月 27 日から施行し、改正後の第 2 条第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(平成 28 年 3 月 31 日指針第 1 号)

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則(平成 28 年 5 月 31 日指針第 2 号)

この指針は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日指針第 1 号)  
この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。